毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和２年６月29日
月　曜　日

号　外

目　　次

規　　則
○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則　1

規　　則

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和２年６月29日

富山県知事　石　井　隆　一

富山県規則第45号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１の25の項中「 252の項」を「 251の項」に改め、同表の26の項の⑴中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、同項の⑵中「結核病」を「結核」に改め、同項の⑹中「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改める。

附　則

この規則は、令和２年７月１日から施行する。ただし、別表第１の25の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（財 政 課）

令和２年６月29日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番